企画趣旨

太田匡彦

1　国あるいは地方公共団体が、これらの組織相互における対立を法の適用により解決されるべき紛争（以下、法的紛争という）と構成して、その解決を求める手続を作動させることがある。国地方係争処理委員会への申立て、さらには訴訟の提起がその例である（以下、法的紛争解決手続という）。

もっとも、法的紛争と構成されたその争いがこれらの手続により明快に解決され、その後の国と地方公共団体、あるいは地方公共団体間の関係に対して、基礎に据えられるべき指針が与えられることが常態かと言えば、それはむしろ例外であろう。法的紛争解決手続の利用が試みられた事例を行政法学者が思い浮かべるとき、手続の利用を拒絶され、本案についての判断を最終的には得られなかったという結末と共に想起されるものも少なくないと思われる。

同時に、この法的紛争は、行政組織間の対立という政治過程を背後に持ち、その一局面があるタイミングで切り取られて、法的紛争解決手続に持ち込まれたと理解できる。たとえ直接の対立ではなくとも、一方の大きな政策動向の下での他方の反応と理解しうるものもある。これらの政治過程から法的紛争解決手続への持ち込みは、それ自体、政治決定に基づく。例えば、地方公共団体が訴訟を原告として提起することは、議会の議決事件である（地方自治法96条1項12号）。持ち込むべきタイミングと行為につき法の定めがあるとしても、そのタイミングを画する行為をいつ行うかはなお政治的な判断である。

2　行政法学においては、法的紛争解決手続の利用が試みられた事例について、地方自治における自治権の保障、機関争訟（あるいは法律上の争訟）といった角度から議論されてきた。このような考察が必要であることは言うまでもない。同時に、個々の事例に着目し考察する際に、当該事例がいかなる政治的な背景と文脈の中で生じたのか、なぜ、ある時点で、一定の形態の法的紛争として、法的紛争解決手続に持ち込まれたのかという観点から検討を行い、当該事例を政治的文脈の中に位置づけて検討しておくことも意味を持つと思われる。例えば、当該紛争について法的紛争解決手続の利用が拒否されたとして、当該紛争は解決されずに残ったのか、それとも別の形で解決・解消したのか、もし解決・解消したとすれば、それは、いかなる理由に基づいており、その過程と法的紛争解決手続との関係はどのようなものであったか。これらを把握した上でなされる法的紛争解決手続の位置づけ・期待すべき機能などに関する理解と、そのような把握なしになされるこれらの理解とでは、その質は異なってくるのではないかと予想される。

以上の興味は、法的紛争解決手続の位置づけ・機能に関する理解を政治過程の力学の中に解消することを主張するものではない。ある対立を法的紛争と構成すること、それを法的紛争解決手続として別に用意された手続において処理することは、政治過程の争いを法という技術を用いてヨリ処理（操作）可能な紛争に加工すると共に、通常の政治過程と異なる手続でもって決定し、以て政治過程を秩序づける機能を期待されているといえるからである。法的紛争解決手続は、まさに法に基づきその意味を明らかにしなくてはならない。